

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年9月28日

【会社名】 株式会社壽屋

【英訳名】 KOTOBUKIYA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清水 一行

【本店の所在の場所】 東京都立川市緑町4番地5

【電話番号】 042 - 522 - 9810 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 吉野 忍

【最寄りの連絡場所】 東京都立川市緑町4番地5

【電話番号】 042 - 522 - 9810 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 吉野 忍

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成30年9月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年9月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

(1) 配当財源の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき30円（普通配当金25円と記念配当金5円） 総額81,819,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年9月28日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により創設された監査等委員会設置会社に移行するべく、所要の変更を行うものであります。

(2) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、清水一行、清水浩代、吉野忍、村岡幸広、清水克多郎、村山正道を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、堀田尚彦、佐々木孝、宗田勝を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額300百万円以内）と定めるものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額40百万円以内と定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	19,308	91	0	(注) 1	可決 95.40
第2号議案 定款一部変更の件	19,327	72	0	(注) 2	可決 95.49
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)6名選任の件					
清水 一行	19,261	138	0	(注) 3	可決 95.16
清水 浩代	19,251	148	0		可決 95.11
吉野 忍	19,260	139	0		可決 95.16
村岡 幸広	19,265	134	0		可決 95.18
清水 克多郎	19,264	135	0		可決 95.18
村山 正道	19,196	203	0		可決 94.84
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
堀田 尚彦	19,264	135	0	(注) 3	可決 95.18
佐々木 孝	19,270	129	0		可決 95.21
宗田 勝	19,272	127	0		可決 95.22
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬限度額 決定の件	19,251	148	0	(注) 1	可決 95.11
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬限度額決 定の件	19,297	102	0	(注) 1	可決 95.34

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。